

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前
	【セブンカード（個人用）規約・規定集 （個人情報の取扱いに関する重要事項を含む）】	
	本文	
令和8年3月31日	<p>第2条（会員）</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第3条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいいます。また当該カードのカード番号を含むものとします。以下同じとします。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第2章（ショッピング利用・金融サービス）に定めるショッピング利用（第18条に定めるものをいいます。以下同じとします。）<u>キャッシングならびに第5条の2第4項に定めるWEBサービス等</u>、第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含みます。以下同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第36条第5項所定の方法により家族会員によるカード使用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>	<p>第2条（会員）</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第3条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいいます。また当該カードのカード番号を含むものとします。以下同じとします。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第2章（ショッピング利用・金融サービス）に定めるショッピング利用（第18条に定めるものをいいます。以下同じとします。）およびキャッシングならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含みます。以下同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第36条第5項所定の方法により家族会員によるカード使用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>
令和8年3月31日	<p><u>第5条の2（WEBサービス等）</u></p> <p><u>1. 当社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、当社所定のWEBサービスである「MyJCB」「セブンカードWEBサービス（VISA）」および当社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他当社所定の方法による本人認証を行うサービスをいい</u></p>	<p>第5条の2（WEBサービス等） （新設）</p>

	<p>ます。)である「J/Secure (TM)」(以下、あわせて「MyJCB 等」といいます。)<u>「Visa Secure」(以下、あわせて「セブンカード WEB サービス (VISA) 等」といいます。)</u>を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員については、MyJCB 等を利用する必要はありません。</p> <p>2. MyJCB 等の利用に関しては、当社が別途定める「MyJCB 利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が、セブンカード WEB サービス (VISA) 等の利用に関しては、当社が別途定める「セブンカード WEB サービス (VISA) 利用者規定」および「Visa Secure 利用者規定」が適用されるものとします。</p> <p>3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」(「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)<u>、「セブンカード WEB サービス (VISA)」および「Visa Secure」(「セブンカード WEB サービス (VISA)」または「Visa Secure」の利用登録がなされていない場合を含みます。)</u>を利用しない場合、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p> <p>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB 等とセブンカード WEB サービス (VISA) 等以外の WEB サービス (「MyJ チェック」等を含むが、それらに限りません。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとをあわせて「WEB サービス等」といいます。)の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービス等のうち一部の機能を利用することができません。</p> <p>5. 会員は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、当社所定の方法により、それら (ただし、家族会員は E メールアドレスのみに限ります。)を届け出るものとし、JCB または当社から送信される E メールまたはショートメッセー</p>	
--	--	--

	<p><u>ジを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。</u></p> <p><u>6. 会員は、当社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。</u></p> <p><u>7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、当社、JCBの責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p>	
令和8年3月31日	第6条（付帯サービス）	<p>第6条（付帯サービス） （項番削除）</p> <p>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、当該登録を維持するよう努めるものとします。</p>
令和8年3月31日	<p>同条</p> <p>4. 当社、ブランド会社またはサービス提供会社は、当社、ブランド会社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>	<p>同条</p> <p>5. 当社、ブランド会社またはサービス提供会社は、当社、ブランド会社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>
令和8年3月31日	<p>第18条（ショッピングの利用）</p> <p>7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードの入力その他当社が別に定める<u>本人認証手続き</u>を求める場合があります。当該ショッピング利用の申込者がセキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードを誤って入力した場合、<u>その他当社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合</u>、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>第18条（ショッピングの利用）</p> <p>7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードの入力その他当社が別に定める操作を求める場合があります。当該ショッピング利用の申込者がセキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります</p>

<p>令和8年3月31日</p>	<p>同条</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイド型、ポストペイ型等の電子マネー、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。）、パソコン、射幸性のある商品等、その他当社所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供等については、第16条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、<u>本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カード利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u></p>	<p>同条</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第16条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カード利用できない場合があります。</p>
<p>令和8年3月31日</p>	<p>第29条（CD・ATMでの利用）</p> <p>会員は、当社またはブランド会社と提携する金融機関等のCD・ATMで次の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、<u>(1)(2)においては貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内の当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「<キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いのご案内>」および「<繰上返済方法>」に定めるものをいう。）を、(3)においては当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「<繰上返済方法>」に定めるものをいう。）を支払うものとします。</u>なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>(1) キャッシング1回払いの利用 (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (3) ショッピングリボ払いの随時支払い</p>	<p>第29条（CD・ATMでの利用）</p> <p>会員は、当社またはブランド会社と提携する金融機関等のCD・ATMで次の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料（ただし、次の(1)、(2)の利用に係る当該金融機関利用料は、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲とします。）を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>(1) キャッシング1回払いの利用 (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (3) ショッピングリボ払いの随時支払い</p>

<p>令和8年3月31日</p>	<p>第30条（約定支払日と口座振替） 6. 第3項から前項の換算レートおよび換算方法は、原則としてブランド会社指定金融機関等が指定した為替相場を基準に<u>当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。</u>なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合は、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、ブランド会社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>	<p>第30条（約定支払日と口座振替） 6. 第3項から前項の換算レートおよび換算方法は、原則としてブランド会社指定金融機関等が指定した為替相場を基準にブランド会社が定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合は、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、ブランド会社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>
<p>令和8年3月31日</p>	<p>第31条（明細） 1. 当社は、「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第21条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」といいます。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>	<p>第31条（明細） 1. 当社は、「MyJCB」および「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第21条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」といいます。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>
<p>令和8年3月31日</p>	<p>同条 2. 当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じとします。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は、当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として当社が定める額を標準期間満了日の翌々月10日に（ただし、当社所定の</p>	<p>同条 2. 当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJCB」および「MyJチェック」に登録していない場合、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じとします。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は、当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として当社が定める額を標準期間満了日の翌々月10日に（ただし、当社所定の</p>

	<p>事由に該当した場合は、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。) 支払うものとしします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合、本会員は、明細手数料の支払義務を負わないものとしします。なお、当社は、本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合があります、その場合は、事前に公表または通知するものとしします。</p>	<p>の事由に該当した場合は、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。) 支払うものとしします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合、本会員は、明細手数料の支払義務を負わないものとしします。なお、当社は、本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合があります、その場合は、事前に公表または通知するものとしします。</p>
令和8年3月31日	<p>第35条の2（取引の制限等） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含みますが、これらに限りません。以下同じとしします。）を停止し、または制限する（<u>一部の加盟店においてのみ、カード利用できない場合を含みます。</u>）場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p>	<p>第35条の2（取引の制限等） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含みますが、これらに限りません。以下同じとしします。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p>
令和8年3月31日	<p>同条 <u>(6) 第18条第10項に該当した場合</u></p>	<p>同条 (6) (新設)</p>
令和8年3月31日	<p>同条 (7) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないとして当社が合理的に判断した場合</p>	<p>同条 (6) (項番修正)</p>

変更後

〈ショッピングリボ払いのご案内〉

1. 毎月のお支払元金

毎月のお支払元金は、カードに設定されている「お支払コース」によって異なります。

		締切日(毎月15日)のご利用残高				
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超	
お支払コース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額				
	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*				
	残高 スライド コース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
		標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算		
短期コース		2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算			

*2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。

※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

2. ショッピングリボ払い手数料 (以下本ご案内において「手数料」といいます。)の手数料率

2026年10月1日ご利用分から(*)	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%

*利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(<https://www.7card.co.jp/info/index.html>)で公表します。

※お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

3. 手数料の計算方法

(1) 締切日(毎月15日)時点のご利用残高に、手数料率を乗じて算出します。算出した金額の小数点以下は切捨てます。

(2) 初回のご請求: 締切日の翌日(16日)から翌月お支払日(10日*)までの日割計算
2回目以降のご請求: 前回お支払日の翌日から今回お支払日までの日割計算

*10日が金融機関休業日となる場合は、実際のお支払日までの日数で算出します。

※手数料率は、1年365日(うるう年は366日)による日割計算となります。

4. お支払例 (定額コース1万円、実質年率18.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合)

(1) 初回(8月10日のお支払い)

- ①お支払元金 10,000円
- ②手数料 897円 (7万円×18.00%×26日÷365日)
- ③8月10日の弁済金 10,897円 (①+②)

(2) 2回目(9月10日のお支払い)

- ①お支払元金 10,000円
- ②手数料 917円 (6万円×18.00%×31日÷365日)
- ③9月10日の弁済金 10,917円 (①+②)

(3) 3回目以降の手数料および弁済金は、2回目と同様の計算方法により算出します。

令和8年3月31日

変更前

〈ショッピングリボ払いのご案内〉

1. 毎月のお支払元金

毎月のお支払元金は、カードに設定されている「お支払コース」によって異なります。

		締切日(毎月15日)のご利用残高				
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超	
お支払コース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額				
	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)				
	残高 スライド コース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
		標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算		
短期コース		2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算			

※お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。
 ※ご指定のない場合は定額コース1万円とさせていただきます。

2. ショッピングリボ払い手数料 (以下本ご案内において「手数料」といいます。)

実質年率 15.00%

お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

3. 手数料の計算方法

- (1) 締切日 (毎月15日) 時点のご利用残高に、手数料率を乗じて算出します。算出した金額の小数点以下は切捨てます。
- (2) 初回のご請求: 締切日の翌日 (16日) から翌月お支払日 (10日*) までの日割計算
 2回目以降のご請求: 前回お支払日の翌日から今回お支払日までの日割計算

*10日が金融機関休業日となる場合は、実際のお支払日までの日数で算出します。

※手数料率は、1年365日(うるう年は366日)による日割計算となります。

4. お支払例(定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合)

- (1) 初回 (8月10日のお支払い)
 - ①お支払元金 10,000円
 - ②手数料 747円 (7万円×15.00%×26日÷365日)
 - ③8月10日の弁済金 10,747円 (①+②)
- (2) 2回目 (9月10日のお支払い)
 - ①お支払元金 10,000円
 - ②手数料 764円 (6万円×15.00%×31日÷365日)
 - ③9月10日の弁済金 10,764円 (①+②)
- (3) 3回目以降の手数料および弁済金は、2回目と同様の計算方法により算出します。

変更後

〈ショッピング分割払いのご案内〉

1. 分割払手数料の手数料率

2026年10月1日ご利用分から(*)	実質年率18.00% [月利1.50%]
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00% [月利1.25%]

*利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ (<https://www.7card.co.jp/info/index.html>) で公表します。

※お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。

2. ショッピング分割払いの支払回数・支払期間

別表：支払回数表中に記載

3. お支払例

実質年率18.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いで購入された場合)

A.別表：支払回数表に基づく分割払手数料総額

$$100,000円 \times 8.43\% = 8,430円$$

B.別表：支払回数表に基づく支払総額

$$100,000円 + 8,430円 = 108,430円^{*1}$$

C.毎月のお支払額の目安

$$(100,000円 + 8,430円) \div 10回 = 10,843円$$

D.実際のお支払総額 (分割支払金合計額)

$$10,625円 (初回) + 10,843円 \times 8 (第2回 \sim 第9回) +$$

$$10,842円 (最終回) = 108,211円$$

※1「D.実際のお支払総額 (分割支払金合計額)」は、「B.別表：支払回数表に基づく支払総額」を超えない範囲とします (計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

※別表：支払回数表に基づき算出する分割払手数料は、初回の日割計算と最終回の端数調整により、実際にお支払いいただく分割払手数料とは若干異なります。

令和8年3月31日

〈別表：支払回数表〉

実質年率18.00%の場合

支払回数 支払期間	1回 1カ月	2回 2カ月	3回 3カ月	5回 5カ月
実質年率	0%		18.00%	
割賦係数	—		3.01%	4.54%
(ショッピング 利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	0円		301円	454円

支払回数 支払期間	6回 6カ月	10回 10カ月	12回 12カ月	15回 15カ月
実質年率	18.00%			
割賦係数	5.32%	8.43%	10.02%	12.42%
(ショッピング 利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	532円	843円	1,002円	1,242円

支払回数 支払期間	18回 18カ月	20回 20カ月	24回 24カ月	30回 30カ月
実質年率	18.00%			
割賦係数	14.85%	16.49%	19.82%	24.92%
(ショッピング 利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	1,485円	1,649円	1,982円	2,492円

支払回数 支払期間	36回 36カ月	48回 48カ月	60回 60カ月	ボーナス 1回 1～7カ月
実質年率	18.00%			0%
割賦係数	30.15%	41.00%	52.36%	—
(ショッピング 利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	3,015円	4,100円	5,236円	0円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

※実質年率が18.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

	変更前
	<p>(ショッピング分割払いのご案内)</p> <p>1. 分割払手数料の手数料率 実質年率15.00%(月利 1.25%) お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。</p> <p>2. ショッピング分割払いの支払回数・支払期間 別表：支払回数表中に記載</p> <p>3. お支払例 (6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いで購入された場合) A. 別表：支払回数表に基づく分割払手数料総額 $100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$ B. 別表：支払回数表に基づく支払総額 $100,000円 + 7,000円 = 107,000円 ※1$ C. 毎月のお支払額の目安 $(100,000円 + 7,000円) \div 10回 = 10,700円$ D. 実際のお支払総額 (分割支払金合計額) $10,518円 (初回) + 10,700円 \times 8 (第2回 \sim 第9回) + 10,699円 (最終回) = 106,817円$ ※1 「D. 実際のお支払総額 (分割支払金合計額)」は、「B. 別表：支払回数表に基づく支払総額」を超えない範囲とします (計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。) ※別表：支払回数表に基づき算出する分割払手数料は、初回の日割計算と最終回の端数調整により、実際にお支払いいただく分割払手数料とは若干異なります。</p>

〈別表：支払回数表〉

支払回数 支払期間	1回 1カ月	2回 2カ月	3回 3カ月	5回 5カ月
実質年率	0%		15.00%	
割賦係数	—		2.51%	3.78%
(ショッピング 利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	0円		251円	378円

支払回数 支払期間	6回 6カ月	10回 10カ月	12回 12カ月	15回 15カ月
実質年率	15.00%			
割賦係数	4.42%	7.00%	8.31%	10.29%
(ショッピング 利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	442円	700円	831円	1,029円

支払回数 支払期間	18回 18カ月	20回 20カ月	24回 24カ月	ボーナス 1回 1～7カ月
実質年率	15.00%			0%
割賦係数	12.29%	13.64%	16.37%	—
(ショッピング 利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	1,229円	1,364円	1,637円	0円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

※実質年率が15.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

変更後					
令和 8 年 3 月 31 日	<p>〈ショッピングスキップ払いのご案内〉</p> <p>1.ショッピングスキップ払い手数料の手数料率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">2026年10月1日ご利用分から(*)</td> <td>実質年率18.00%[月利1.50%]</td> </tr> <tr> <td>2026年9月30日ご利用分まで</td> <td>実質年率15.00%[月利1.25%]</td> </tr> </table> <p>*利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.7card.co.jp/info/index.html)で公表します。</p> <p>※お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。</p> <p>2.ショッピングスキップ払いの支払期間 54日～239日 ※うるう年における支払期間は55日～239日となります。 ※お支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日となるため、支払期間は翌営業日まで延期となります。</p> <p>3.お支払例 実質年率18.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払分にて利用)、お支払月を11月(11月10日お支払分)へ変更した場合 (11月10日のお支払い) ①支払元金 10,000円 ②ショッピングスキップ払い手数料 450円(1万円×3カ月×18.00%÷12カ月) ③11月10日の支払額(支払総額) 10,450円(①+②)</p>	2026年10月1日ご利用分から(*)	実質年率18.00%[月利1.50%]	2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%[月利1.25%]
2026年10月1日ご利用分から(*)	実質年率18.00%[月利1.50%]				
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%[月利1.25%]				
変更前					
	<p>〈ショッピングスキップ払いのご案内〉</p> <p>1.ショッピングスキップ払い手数料の手数料率 実質年率15.00%(月利1.25%) お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。</p> <p>2.ショッピングスキップ払いの支払期間 54日～239日 ※うるう年における支払期間は55日～239日となります。 ※お支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日となるため、支払期間は翌営業日まで延期となります。</p> <p>3.お支払例 6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払分にて利用)、お支払月を11月(11月10日お支払分)へ変更した場合 (11月10日のお支払い) ①支払元金 10,000円 ②ショッピングスキップ払い手数料 375円(1万円×3カ月×(15.00%÷12カ月)) ③11月10日の支払額(支払総額) 10,375円(①+②)</p>				

		変更後			
		〈繰上返済方法〉			
	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	キャッシング 1回 払い(国内・海 外)	キャッシング リボ払い	
1. ATM による ご返済	○	×	×	○	
	当社が指定するATM等から入金して返済する方法				
2. 口座振替に よる ご返済	○	○	×	○	
	事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法				
3. 口座振込 での ご返済	○	○	○	○	
	事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法				
4. 持参 による ご返済	○	○	○	○	
	当社所定の窓口で現金を持参して返済する方法				

令和8年3月31日

当社が別途公表 (<https://www.7card.co.jp/info/index.html>) する日よりATM手数料が発生します。

*ショッピング分割払いは、全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息をあわせ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。）、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※上記「1. ATMによるご返済」の場合、ATM手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合)は110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込)は会員負担となります。

※金融機関・ATM保有会社等や加盟店等から当社に対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません（キャッシング振込サービスの場合を含みます。）。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。

※ご返済は受付できる営業所・時間等の制限がありますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。

変更前				
〈繰上返済方法〉				
	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	キャッシング 1回 払い(国内・海 外)	キャッシング リボ払い
1. ATM による ご返済	○	×	×	○
	当社が指定するATM等から入金して返済する方法			
2. 口座振替に よる ご返済	○	○	×	○
	事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法			
3. 口座振込 での ご返済	○	○	○	○
	事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法			
4. 持参 による ご返済	○	○	○	○
	当社所定の窓口で現金を持参して返済する方法			
<p>*ショッピング分割払いは、全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。</p> <p>※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息をあわせ支払うものとします。</p> <p>※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。）、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p> <p>※金融機関・ATM保有会社等や加盟店等から当社に対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません（キャッシング振込サービスの場合を含みます。）。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。</p> <p>※ご返済は受付できる営業所・時間等の制限がありますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。</p>				

個人情報の取扱いに関する重要事項		
令和8年3月31日	第5条 個人情報機関が保有する信用情報の利用および個人情報機関への信用情報の提供等	第5条 個人情報機関の利用および登録
令和8年3月31日	<p>同条</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申込みされた方（以下あわせて「本会員等」といいます。）は、当社が利用・登録する個人情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟事業者」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者をいいます。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意するものとします。</p>	<p>同条</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申込みされた方（以下あわせて「本会員等」といいます。）は、当社が利用・登録する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者）について以下のとおり同意するものとします。</p>
令和8年3月31日	<p>同条</p> <p>1. (1) <u>当社が、本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、当社が加盟する個人情報機関（以下「加盟個人情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」といいます。）に提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれらの個人情報機関に照会すること。</u></p>	<p>同条</p> <p>1. (1) 本会員等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報機関（以下「加盟個人情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人情報機関および提携個人情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。</p>

<p>令和8年3月31日</p>	<p>同条 1. (2) <u>(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</u></p>	<p>同条 1. (2) 加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、第3項の表に記載の期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、当該加盟会員の自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。）のために利用されること。</p>
<p>令和8年3月31日</p>	<p>同条 1. (3) <u>当社が本会員等の本契約に関する個人情報である個人情報（第3項の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に記載の期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</u></p>	<p>同条 1. (3) (新設)</p>
<p>令和8年3月31日</p>	<p>同条 1. (4) <u>加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</u> ①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。 ア. (3)により、当社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報 イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報 ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報 ②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。 ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</p>	<p>同条 1. (4) (新設)</p>

	<p>イ. <u>信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</u></p> <p>ウ. <u>③に基づく信用情報の提供</u></p> <p><u>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法または貸金業法等に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用します。</u></p>	
<p>令和8年3月31日</p>	<p>同条</p> <p>1. <u>(5)</u> 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、<u>加盟事業者</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の<u>加盟事業者</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p>	<p>同条</p> <p>1. <u>(3)</u> 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p>

<p>令和8年3月31日</p>	<p>[加盟個人信用情報機関] 株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) <u>(ナビダイヤルマーク入る) 0570-666-414 (ナビダイヤル)</u> https://www.cic.co.jp/ 株式会社日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) (ナビダイヤルマーク入る) 0570-055-955 (ナビダイヤル) https://www.jicc.co.jp/ ※ 各個人信用情報機関の加盟資格・加盟事業者企業名・登録される登録項目等の詳細は、上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>	<p>[加盟個人信用情報機関] 株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 (フリーダイヤルマーク入る) 0120-810-414 (フリーダイヤル) https://www.cic.co.jp/ 株式会社日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館4階 (ナビダイヤルマーク入る) 0570-055-955 (ナビダイヤル) https://www.jicc.co.jp/ ※各個人信用情報機関の加盟資格・加盟会員企業名・登録される登録項目等の詳細は、上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>
<p>令和8年3月31日</p>	<p>[提携個人信用情報機関] 加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は以下のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター (電話マーク入る) 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※ 全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。全国銀行個人信用情報センターの加盟資格・加盟事業者企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。</p>	<p>[提携個人信用情報機関] 加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は以下のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター (電話マーク入る) 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。全国銀行個人信用情報センターの加盟資格・加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。</p>

		変更後	
令和8年3月31日	3. 加盟個人情報情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。		
		C I C	J I C C
	① <u>本人を特定するための情報</u> (氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先・本人確認書類の記号番号等)	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
	② <u>本契約の申し込みに係る事実</u> (加盟個人情報情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会より6カ月間	当該照会より6カ月間
	③ <u>本契約に係る事実</u> (入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容、 <u>支払い状況</u> 、債務の支払いを延滞した事実等)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	
	④ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤ 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内		
<p>※<u>上表</u>のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは④⑤となります。</p> <p>※<u>上表</u>のほか、C I CおよびJ I C Cについては支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※<u>上表</u>のほか、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。</p>			

変更前		
3. 加盟個人情報情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。		
	C I C	J I C C
① 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の番号・本人確認書類の記号番号等の本人を特定するための情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
② 加盟個人情報情報機関を利用した日 および本契約に係る申込みの事実	当該利用より6カ月間	当該利用より6カ月間
③ 入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況本契約に係る事実（入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	
④ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤ 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	
<p>※前表のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは④⑤となります。</p> <p>※前表のほか、C I CおよびJ I C Cについては支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※前表のほか、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。</p>		